

東京都公報

発行
東京都

目次

68

告示

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第九条の三第二項及び同条第五項から第七項までの規定により知事が別に定める事項等……（環境局気候変動対策部環境都市づくり課）…一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第九条の四第二項の規定により知事が別に定める事項……（同）…九
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第二十三条の七から第二十三条の十三までの規定並びに東京都建築物環境配慮指針第三章第五 四及び第七 三の規定に基づき知事が別に定める事項……（同）…一六

告示

●東京都告示第七十七号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）第九条の三第二項及び同条第五項から第七項までの規定により知事が別に定める事項等を次のように定める。

令和五年十月六日

東京都知事 小池 百合子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第9条の3第2項及び同条第5項から第7項までの規定により知事が別に定める事項等

第1 目的

この告示は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第9条の3第2項及び同条第5項から第7項までの規定に基づき、特定建築物等における再生可能エネルギー利用設備設置基準（以下「基準」という。）について必要な事項並びに基準への適合のための措置の内容を示す書類の様式を定めることを目的とする。

第2 用語

この告示で使用する用語は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）及び規則において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

1 「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の規定（同法第10条第1項の変更又は追加の規定を含む。）に係る再生可能エネルギー発電設備（同法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）又はこれと同等の再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備をいう。

2 「再エネ証書」とは、国、地方公共団体又は国が運営する会議体により、再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の削減量又は電気の環境価値について証された文書のうち、知事が認めるものをいう。

3 「年間太陽光発電相当量」とは、太陽光発電設備にあっては第3 1に規定する定格出力1キロワット当たりの年間発電量を1,000キロワットアワーと、熱利用設備にあっては年間の熱利用を3.6ギガジュールとして換算した量をいう。

4 「送配電網」とは、一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により託送供給及び電力量調整供給が行われる区域をいう。

5 「建物推計電気使用量」とは、特定建築主が第8に定めるところにより算定した特定建築物が定常稼働した場合における1年間の電気使用量の推計値をいう。

6 「都内再生エネルギー利用割合」とは、都内における再生可能エネルギーによる電力の利用割合として毎年度東京都が公表している割合をいう。

第3 太陽光発電設備の設置

1 規則第9条の3第2項から第4項までに規定する太陽光発電設備の定格出力及びこの告示における定格出力は、太陽光発電設備のプレートにおける太陽電池モジュールの日本産業規格又は国際電気標準会議の国際規格に規定される公称最大出力の合計出力を指すものとする。

2 規則第9条の3第2項から第4項までに定めるところにより設置する太陽光発電設備で発電した電気の用途は、次のいずれかによるものとする。

ア 特定建築物主自ら太陽光発電設備を所有し、発電した電気を自ら消費（余剰電力を売電する場合を含む。）すること。

イ 特定建築物主自ら太陽光発電設備を所有し、発電した電気を全て売電すること。

ウ 特定建築物主がリース等により、太陽光発電設備を設置し、発電した電気を自ら消費（余剰電力を売電する場合を含む。）又は、全て売電すること。

エ 第三者が特定建築物及びその敷地に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を自らの事業の用に供すること。

3 当該特定建築物において規則第9条の3第2項から第4項までに定める基準に適合するために計上した定格出力は、別の特定建築物における第6に規定する基準に適合するために重ねて計上することはできない。ただし、第6に定めるところにより設置した再生可能エネルギー発電設備の定格出力が、複数の特定建築物に係る規則第9条の3第2項から第4項までに定める定格出力の合計を上回る場合であつて、知事に協議の上、それぞれの特定建築物において計上する定格出力の内訳及び発電した電気の供給方法を示す書類を知事に提出し、及び承認を得たときは、当該内訳及び供給方法に応じ、それぞれ当該特定建築物に分割して計上することができる。

第4 知事が定める太陽光発電設備の設置が困難な屋上の部分

規則第9条の3第2項に規定する知事が別に定める太陽光発電設備の設置が困難な屋上の部分は、次のいずれかに該当するものうち、知事に協議し、及び承認を得た部分とする。

- 緊急救助用スペース及びこれに類する設備の設置部分（当該スペース又は設備の附属設備の設置部分を含み、これらの運用上、太陽光発電設備の設置が支障となる部分を含む。）
- 太陽光発電設備の設置が可能な屋上の部分のうち、日影の影響により、年間発電量が一定程度減少する部分
- 地方公共団体の条例等により屋上緑化をしなければならない部分
- 屋上に太陽光発電設備以外の設備（以下「その他設備」という。）を設置し、その他設備の上部に太陽光発電設備を設置することとなる場合において、当該太陽光発電設備の設置によりその他設備の能力が損なわれる部分
- 屋上の外周部等の太陽光発電設備又はその他設備のメンテナンスのために太陽光発電設備の設置が困難であると認められる部分
- 太陽光発電設備を設置することができるスペースが狭小であり、当該スペースに太陽光発電設備を設置した場合の定格出力が3キロワットに満たない部分
- その他1から6までに類する事情により太陽光発電設備の設置が困難又は非効率であると認められる部分

第5 知事が認める再生可能エネルギーを利用する設備

規則第9条の3第5項第5号に規定する知事が認める再生可能エネルギーを利用する設備は、次のいずれかに該当するものとする。

- 小水力発電設備（かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される、出力が1,000キロワット以下である水力を発電に利用する設備をいう。）
- 地熱を利用する設備

第6 再生可能エネルギー発電設備の当該特定建築物及びその敷地以外への設置に関する基準

- 規則第9条の3第6項の定めるところにより当該特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備は、再生可能エネルギー発電設備であつて、当該特定建築物に発電に伴う電気（環境価値が附属している場合に限る。）又は当該電気に係る環境価値を供給するために新たに設置するものを原則とする。この場合において、当該特定建築物に発電に伴う電気を供給する際、送配電網を経由するときは、送電による電力損失分として年間太陽光発電相当量に当該量の5%を加えた量の電気を供給するものとする。
- 第三者による設置（電力供給契約）

特定建築物主以外の第三者である発電事業者が当該特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー発電設備であつて、次のアからウまでに掲げる要件をいずれも満たすものは、規則第9条の3第6項に規定する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備を当該特定建築物主が当該特定建築物及びその敷地以外へ設置したものとみなす。

ア 相対契約

当事者間（特定建築物主と発電事業者との二者間（イ）売電事業者が介在する場合を含む。）をいう。以下同じ。）で、再生可能エネルギー発電設備から当該特定建築物への電気（当該電気に係る環境価値を含む。）の供給に関する契約（以下「電力供給契約」という。）を締結し、又はこれに相当するものとして知事が認める要件を満たしていること。

イ 長期契約

当事者間で、当該再生可能エネルギー発電設備の減価償却（投資回収）期間を踏まえた長期の電力供給契約を締結し、又はこれに相当するものとして知事が認める要件を満たしていること。

ウ 固定価格による購入

発電事業者から当該再生可能エネルギー発電設備が発電した電気及び当該電気に係る環境価値を固定価格で購入する契約を締結し、又はこれに相当するものとして知事が認める要件を満たしていること。
- 第三者による設置（環境価値のみの購入）

2に定めるもののほか、特定建築物主以外の第三者である発電事業者が当該特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー発電設備について、当該再生可能エネルギー発電設備により発電された電気に係る環境価値のみを購入する契約を締結

し、又はそれに相当するものとして知事が認める要件を満たしている場合であつて、次のア及びイに掲げる要件をいずれも満たすときは、規則第9条の3第6項に規定する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備を当該特定建築主が当該特定建築物及びその敷地以外へ設置したものとみなす。

ア 2ア及びイに掲げる要件

イ 発電事業者が発電した電気及び当該電気に係る環境価値について、日本卸電力取引所における電気の売却価格の変動に応じて固定価格との差額を調整するなど、2アに相当する固定価格での購入に相当する契約を締結し、又はそれに相当するものとして知事が認める要件を満たしている場合

4 1から3までに規定する再生可能エネルギー発電設備による電気（当該電気に係る環境価値を含む。）又は当該電気に係る環境価値は、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事業計画を書面により知事に提出し、その承認を得た場合にあつては、必ずしも当該特定建築物の新築等に係る工事が完了した時点において、当該再生可能エネルギー発電設備に係る電気の供給契約の締結及び電気の供給又は電気に係る環境価値の供給が行われていることを要しない。

第7 当該特定建築物及びその敷地における再生可能エネルギーの利用に係る措置

規則第9条の3第6項に規定する知事が別に定める当該特定建築物及びその敷地における再生可能エネルギーの利用に係る措置は、第9に定める再生可能エネルギー調達計画書（別記様式）の提出の際、書面により、次の1から4までのいずれかの事由に該当することを明示した場合において、次の5又は6の措置を行うことができることをいう。

- 1 第4に定める太陽光発電設備の設置が困難な屋上の部分を除外した場合に屋上において、太陽光発電設備を設置可能な場所又は設置可能な面積が狭小であり、その定格出力が3キロワットに満たないこと。
- 2 地上高が60メートル超である高層建築物において、太陽光発電設備の支持物の荷重算出が日本産業規格の適用外となっているなど、技術的な事由等により一般的な設置方法では太陽光発電設備の設置が困難であること。
- 3 規則第9条の3第2項から第4項までに定める方法により算定された太陽光発電設備の定格出力のブレインを設置するため、系統連系しようとした場合に、当該送配電網を維持運営する一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連携に一定の制約が生じること。

なお、当該制約が生じる可能性が相当程度高い場合には、規則第9条の3第2項から第4項までに定める方法により算定された定格出力を系統連系が不要な（設置を予定している太陽光発電設備において発電した電気を逆潮流させない）量まで圧縮して設置することができる。この場合において、将来的に系統連系の制約が解除された場合に備え、圧縮した定格出力に相当するブレインを後日設置できるように架台等の十分な準備をすることとする。

4 特定建築物及びその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーの利用により賄うことを目指す措置を行うこと。

なお、特定建築主が当該特定建築物における建物推計電気使用量について、再生可能エネルギー発電設備からの電気の供給又は再エネ証書の活用等による再生可能エネルギーの利用により当該建物推計電気使用量の全てに環境価値を附属させ、実質的に当該建物推計電気使用量の100%を再生可能エネルギー発電設備からの供給とする計画（以下「再エネ電気の100%化計画」という。）を策定し、再エネ電気の100%化計画の実施を次のいずれか一以上の手段により公に約するものは、太陽光発電設備の設置とみなすことができる。この場合において、再エネ電気の100%化計画には、再生可能エネルギーの利用内訳や当該建物推計電気使用量の100%を再生可能エネルギー発電設備からの供給とする時期を示すこととし、第9に定める再生可能エネルギー調達計画書（別記様式）及び東京都建築物環境配慮指針（令和5年東京都告示第639号）別表第1に定める電気の再エネ化率の評価基準による取組状況の評価を取組・評価書に記載したものと併せて、書面により知事に提出するものとする。

- ア 次に掲げるいずれかの国際的なイニシアティブ等への加盟や目標の提出
- (ア) RE100 (100% Renewable Electricity)
 - (イ) SBT (Science Based Target) への再エネ100%目標の提出
 - (ウ) 再エネ100宣言 RE Action
 - (エ) その他 (ア) から (ウ) までに準じるイニシアティブとして知事が認めるものへの参加等

イ 当該特定建築物における建物推計電気使用量の100%を再生可能エネルギーにより賄うことのアレシ発表表又は自社のウェブサイト（当該特定建築物に係るウェブサイトを含む。）での公表

5 当該特定建築主が、東京都エネルギー環境計画指針（平成17年東京都告示第864号）第3 2(12)に定める「メニュー別再エネ証書かつ再エネ電源利用率」（以下「再エネ割合」という。）の値が次式により算定して得たXの値（小数点以下は、切り捨てる。）以上である電気の供給条件（以下「メニュー」という。）を選択し、再エネ小売電気（当該メニューに基づき電気を供給する小売電気事業者との電力供給契約によって供給される電気をいう。以下同じ。）を当該特定建築物において利用する措置（以下「再エネ小売電気の調達」という。）

$$X = A / B \times 100 + C$$

- この式において、A、B及びCは、次の値を表すものとする。
- A 規則第9条の3第2項から第4項までに定める定格出力による年間太陽光発電相当量に1. 2の係数を乗じて得た量（小数点以下は、切り捨てる。）
 - B 建物推計電気使用量
 - C 都内再エネ電力利用割合
- なお、特定建築主が電力供給契約者とならない場合であっても、知事が定める一括

別記様式

再生可能エネルギー調達計画書

建築主の氏名及び住所

(個人にあっては、名称、代表者の氏名及び住居の所在地)

建築物の名称

建築物の用途 非住宅 住宅

1 再生可能エネルギー設備設置基準容量

(1) 当該建築物における設置基準容量 (定格出力)

※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量

(2) 年間太陽光発電相当量 ((1) × 1,000kWh/年・kW)

設置容量等	基準の適合
<input type="text"/> kW	<input type="text"/> kW
<input type="text"/> kW	<input type="text"/> kW

2 設置又は調達する再生可能エネルギーの詳細

(1) 特定建築物及びその敷地に設置する再生可能エネルギー設備

設備の種類	設備設置容量 (定格出力)	年間推定発電量	自家消費率	再生可能年間予定利用量
<input type="text"/>	<input type="text"/> kW	<input type="text"/> kWh	<input type="text"/> %	<input type="text"/> kWh
<input type="text"/>	<input type="text"/> kW	<input type="text"/> kWh	<input type="text"/> %	<input type="text"/> kWh
小計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

・エネルギーの種類：熱

設備の種類	設備設置容量 (定格出力)	年間推定熱利用量
<input type="text"/>	<input type="text"/> kW	<input type="text"/> kWh
<input type="text"/>	<input type="text"/> kW	<input type="text"/> kWh
小計	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備

設備の種類	供給方式	設備設置容量 (定格出力)	特定建築物における 電気使用量
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> kW	<input type="text"/> kWh
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> kW	<input type="text"/> kWh
小計	<input type="text"/>	<input type="text"/> kW	<input type="text"/> kWh

(3) 再生可能電気の調達

電力メニュー名	年間調達予定量	再生割合	再生年間予定利用量	定格出力に相当する量
<input type="text"/>	<input type="text"/> kWh	<input type="text"/> %	<input type="text"/> kWh	<input type="text"/> kWh

(4) 再生可能電気の調達

再生可能電気の種別	年間調達予定量	定格出力に相当する量
<input type="text"/>	<input type="text"/> kWh	<input type="text"/> kWh
<input type="text"/>	<input type="text"/> kWh	<input type="text"/> kWh
小計	<input type="text"/> kWh	<input type="text"/> kWh

年間利用量及び年間調達量の合計 (A+B+C+D)

建築物推計電気使用量 (E)

3 建物で使用する電気の再生割合率の算出
再生割合率 (A+B+C+D) / E × 100 %

4 小売電気事業者から再生可能電力の供給を受ける場合及び環境価値(証書)を調達する場合において、20年以上継続的に当該措置を実施する計画の有無 なし あり

備考 1 算出根拠書類として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。

2 工事完了届提出までに変更又は部の指摘により修正がある場合は、修正し、再度提出すること。

受電方式の要件を満たす措置は、再生可能電気の調達とみなす。

6 当該特定建築主が、5のAの量以上の再生可能エネルギー証書を購入し、当該特定建築物で使用したエネルギーに使用したものととして当該証書を償却することで、当該特定建築物において再生可能エネルギーを利用する措置その他知事が認める措置(以下「再生可能電書の調達」という。)

7 5の再生可能電気の調達及び6の効果が再生可能電証書は、追加性を有するものとして送配電網に新たに再生可能エネルギー発電設備が追加されることに相当する効果があり、電源の特定ができ、かつ、電源の運転開始から15年以内のものであること。

8 再生可能電気の調達及び再生可能電証書の調達については、いずれか一方を選択し、又は組み合わせて調達することも可能とする。ただし、特定建築主が当該特定建築物の新築等に係る工事が完了した日から20年以上継続して調達することを原則とし、その調達の継続の意思を明示すること。

第8 建物推計電気使用量の推計方法

建物推計電気使用量の算定は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行について(技術的助言)(令和3年1月29日付国住建築第24号)記書き第3の「エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)」又は「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」を用いて当該特定建築物の1年間の電気の使用量を推計する方法
- 2 「東京都★省エネカルテ」の事業所の用途のうち、当該特定建築物の用途に最も類似するもののエネルギー消費原単位に換算係数及び当該特定建築物の延べ面積を乗じて得た値に当該特定建築物のエネルギー消費量のうち電気が占める割合を乗じて、1年間の電気の使用量を推計する方法。この場合において、当該電気が占める割合は、10割、9割、8割、7割、6割又は5割の中から特定建築主が理由を付して選択すること。

3 特定建築物に係る電気の需給契約を締結する際に電気の需要予測を行った場合において、当該需要予測に当該特定建築物の建物稼働率等を用いて推計する方法

4 特定建築物の電気設備等の設計をする際に当該特定建築物の1年間の電気の使用量を推計したことを示す資料がある場合において、当該推計の結果を用いる方法

5 その他知事が認める推計方法

第9 提出書類

規則第10条第3項第3号に規定する書類のうち、条例第21条第7号の定めるところにより建築物環境計画書に記載する基準への適合のための措置の内容を示すものは、再生可能エネルギー調達計画書(別記様式)とする。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート①義務量の算定

特定建築物の用途

- 非住宅(テナントなし)
- 住宅(分譲)
- 非住宅(テナントあり)
- 住宅(賃貸)

1 再生可能エネルギー設置義務容量の算定

(1) 設置義務容量の算定

ア 特定建築物の建築面積(増築の場合にあっては、増築する部分の建築面積)

$$a \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$$

$$b \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$$

$$\text{設置基準面積 (a} \times \text{5\%)} \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$$

イ 延床面積に基く設置基準容量(上限容量・下限容量)の判定

$$\text{延床面積} \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$$

$$\text{設置基準容量} \frac{\text{kWh}}{\text{kWh}}$$

$$\text{上限容量} \frac{\text{kWh}}{\text{kWh}}$$

$$\text{下限容量} \frac{\text{kWh}}{\text{kWh}}$$

(2) 設置が困難な部分の面積(除外面積)の算定※

緊急救助用スベーンズ及びこれに類する設備の設置部分	
日影の影響により年間発電量が一定程度減少する部分	
地方公共団体の条例等により屋上緑化をしなければならぬ部分	
太陽光発電設備の設置によりその他の設備の能力が損なわれる部分	
太陽光発電設備又はその他の設備のメンテナンスのために太陽光発電設備の設置が困難であると認められる部分	
太陽光発電設備を設置することができずスベーンズが狭小であり、設置した場合の定格出力が3kWに満たない部分	
その他上記に類する事情により太陽光発電設備の設置が困難又は非効率であると認められる部分	

合計e	
当該特定建築物の建築面積	a
設置可能面積	a-e
うち設置容量が5kW未満となる部分の面積の合計	f
差引設置可能面積	

(3) 再生可能エネルギー設置義務容量の算定

h又はfのいずれか小さい方の面積

gの面積に0.15kWを乗じた容量

上限容量	g	m ²
下限容量	h	kWh
設置基準容量(定格出力)※	c	kWh
	d	kWh
	e	kWh
年間太陽光発電電相当量(1×1,000kWh/年・kW)		kWh
年間推計熱利用量(1×3,65J)		kWh
		GJ

(4) 再生可能エネルギー設置義務履行の方法

- 特定建築物及びその敷地内への設置
- 再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーの調達
- 特定建築物及びその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーの利用により賄うことを目指す措置
- 特定建築物の敷地以外への設置

備考

- 算出根拠事項として当該特定建築物の平面図等を添付すること。
- h>gの場合は上限容量、h<gの場合は下限容量、d、e、fの場合は敷地の敷借を記入すること。
- 工事完了届提出までに変更又は部の増減により修正がある場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート②

2 特定建築物及びその敷地に設置する再生可能エネルギー発電設備容量の算定

(1) 設置する再生可能エネルギー発電設備

- 太陽光発電設備
- 再生可能エネルギー発電設備
- その他再生可能エネルギー発電設備

(2) 再生可能エネルギー発電設備設置容量の算定(圧縮: あり なし)

太陽光発電設備	設備容量(定格出力)	年間推定発電容量	設置主体	利用方法
	kW	kWh		

イ その他再生可能エネルギー発電設備

発電設備種別	設備容量(定格出力)	年間推定発電容量	設置主体	利用方法
風力発電設備	kW	kWh		
バイオエタノール発電設備	kW	kWh		
小水力発電設備	kW	kWh		
地熱発電設備	kW	kWh		
その他発電設備	kW	kWh		
合計 j	kW	kWh		

ウ 年間推定発電容量の総量

太陽光発電設備設置容量	設備容量(定格出力)	年間推定発電容量	自家消費率
	kW	kWh	%
その他発電設備設置容量の合計 j		kWh	%
	kW	kWh	%
合計		kWh	%

(3) 再生可能エネルギー熱利用設備設置容量の算定

熱利用設備の種類	熱設備容量	年間推定熱利用量	電気換算年間利用量
バイオエタノール熱利用設備	kW	GJ	kWh
太陽熱利用設備	kW	GJ	kWh
地中熱利用設備	kW	GJ	kWh
その他の熱利用設備	kW	GJ	kWh
合計	kW	GJ	kWh

(4) 設置基準容量に対する割合の算定

再生可能エネルギー設置義務履行の方法	設置基準容量	設置基準容量に対する割合
	kWh	%

備考

- 設置容量の合計には、(2)アからリまでの合計又は(3)の合計値を記入すること。
- 工事完了届提出までに変更又は部の増減により修正がある場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート③

3 特定建築物の敷地以外における再生エネルギー発電設備設置量の算定

(1) 特定建築物の敷地以外への再生エネルギー発電設備の設置

ア 特定建築物の敷地以外へ設置する再生エネルギー発電設備の詳細

(イ) 名称及び所在地等

番号	発電設備・所の名称	所在地	新規等の別	発電種別
1				
2				
3				

(ロ) 定格出力、供給方式等

番号	発電設備・所の名称	供給方式	発電設備容量(定格出力)	FIT認定
1				<input type="checkbox"/>
2				<input type="checkbox"/>
3				<input type="checkbox"/>

(2) 特定建築物の敷地以外へ設置した再生エネルギー発電設備の年間推定発電量の算定

番号	発電設備・所の名称	発電所送電線年間推定発電量	特定建築物への送電電力量(非系統分)	特定建築物への送電電力量(系統分)
1		kWh	kWh	kWh
2		kWh	kWh	kWh
3		kWh	kWh	kWh
合計		kWh	kWh	kWh

(3) 設置基準に対する割合の算定

年間太陽光発電相当量から再生エネルギー設備設置分を除いた電力量	kWh
特定建築物への送電電力量(非系統分)	kWh
年間太陽光発電相当量から再生エネルギー設備設置分を除いた電力量(5%加算)	kWh
特定建築物への送電電力量(系統分)	kWh
特定建築物への電気供給量	kWh
設置基準容量に対する割合	%

備考

- 設置する発電設備の具体的内容(設置者、設置方法等)が分かる資料を添付すること。
- 再生エネルギー発電設備の年間推定発電量の算定の計算式等が分かる資料を添付すること。
- 工事完了届提出までに変更又は都の指導により修正がある場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート④

4 再生エネルギー設備の設置ができない理由

- 設置可能な面積が狭小であり定格出力が3kWに満たない。
- 高層建物等、技術的な事由により一般的な設置方法では設置が困難である。
- 系統連系に一定の制約がある。
- 建物に使用する電気使用量の100%を再生エネルギーにより賅うことを目指す措置を行う。

5 定格出力を圧縮して設置する措置の適用

設置基準容量 I	kW	最大需要電力	kW
圧縮後の量	kW	× 5%	kW
圧縮の量	kW		

6 建物推計電気使用量の推計

(1) 推計方法の選択

- ア: 「エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)」又は「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」を用いて当該特定建築物の1年間の電気の使用量を推計する方法
- イ: 「東京都★省エネカルテ」の事業所の用途のうち最も類似する建物用途のエネルギー原単位を用いて、当該特定建築物の延べ面積及び当該用途の電気の割合を乗じて、1年間の電気の使用量を推計する方法
- ウ: 電気の需給契約を締結する際に電気の需要予測を行い、当該需要予測に当該特定建築物の建物稼働率等を乗じて推計する方法
- エ: 電気設備等の設計をする際に、当該特定建築物の1年間の電気の使用量を推計したことを示す資料がある場合において、当該推計の結果を用いる方法
- オ: その他知事が認める推計方法

(2) 建物推計電気使用量

アの場合 E [] kWh ※計算に用いた資料を添付すること。

イの場合 (イ)使用したデータ 東京都★省エネカルテ 用途 ()

(イ)建物推計電気使用量の計算

$$\text{エネルギー原単位} \times \text{換算係数} \times \text{延べ面積(用途)} \times \text{電気の割合} \times \text{ } = \text{E} [] \text{ kWh}$$

ウの場合 E [] kWh ※計算に用いた資料を添付すること。

エ又はオの場合 E [] kWh ※計算に用いた資料を添付すること。

共用部分のみの電気使用量を推計 F [] kWh

備考

- 再生エネルギー発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等を添付すること。
- 電気の割合は0割、9割、8割、7割、6割又は5割のいずれかから選択し、基礎資料を提出すること。
- 工事完了届提出までに変更又は都の指導により修正がある場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑤

7 調達が必要な電力量の算定

(1) 調達が必要な電力量の算定

年間太陽光発電相当量から再生エネ設備設置分を除いた電力量	kWh	k
調達が必要な電力量 (kに1.2を乗じた量)	kWh	1
建物推定電気使用量	kWh	E
共用部分のみの電気使用量を推計	kWh	F

(2) 調達の種類

再生エネ小売電気の調達 再生エネ証書の調達

(集合住宅において一括受電方式を採用する場合)

※詳細を算定シート⑥に記入すること。

8 調達を予定している再生エネ小売電気の詳細

(1) 再生エネ小売電気の利用先

建物全体 共用部のみ

(2) 再生エネ割合の算定

調達が必要な電力量I	kWh
建物年間推定電気使用量E又はF	kWh
再生エネ割合 (I/E又はF)	%
再生エネ割合追加算分	%
必要な再生エネ割合	%

(3) 調達を予定している小売電気事業者及びメニュー等の詳細

小売電気事業者の名称	
メニュー名	
電力の種類	<input type="checkbox"/> 証書利用 <input type="checkbox"/> 生グリーン電力
追加性要件	<input type="checkbox"/> 満たす
再生エネ割合	%
建物年間推定電気使用量E又はF	kWh
再生エネ年間予定利用量	kWh
定格出力に相当する量	kW

9 調達を予定している再生エネ証書の詳細

(1) 再生エネ証書の利用先

建物全体 共用部のみ

(2) 調達する再生エネ証書の詳細

調達予定事業者の名称・種別	証書種別	追加性要件	年間調達予定量
名称	種別	<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
名称	種別	<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
合計			D kWh
調達が必要な電力量1-mに 対する割合 ((1-m)/D)			%
定格出力に相当する量			kW

(3) 再生エネ証書を償却する期間 (予定)

()

10 調達の継続計画

当該建物への再生可能エネルギーの利用について調達計画に基づき20年以上継続的に取り組む。

備考

- 竣工翌年度7年間の調達量(義務量)、調達の継続期間、調達量の増加等が分かる資料を添付すること。
- 追加性要件(再生エネ発電源の指定、再生エネ発電種別の指定、運転開始日から15年以内の発電所の指定、運転開始日の明示)を全て満たすことが確認できる資料を添付すること。
- 工事完了届提出までに変更又は都の指導により修正がある場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑥

11 再生エネルギー調達を一括受電で行う場合

(1) 要件の確認

- 建物全体を小売電気事業者と需給契約する一括受電方式を採用している。
- 一括受電事業者を特定建築主が選択し、再生エネルギーの供給契約を締結している。
- 建物入居者等に対し、重要事項説明等で再生エネルギーによる電気供給を説明している。
- 一括受電事業者としての再生エネルギー供給契約を管理組合等へ承継することとしている。

(2) 一括受電事業者名等の詳細

小売電気事業者の名称	
メニュー名	
電力の種類	<input type="checkbox"/> 証書利用 <input type="checkbox"/> 生グリーン電力
追加性要件	<input type="checkbox"/> 満たす
再生エネルギー割合	%
建物年間推定電気使用量E又はF	C kWh
再生エネルギー年間推定利用量	n kWh
定格出力に相当する量	kWh

(3) 調達を予定している再生エネルギー証書の詳細

調達予定事業者の名称・種別	証書種別	追加性要件	年間調達予定量
名称	種別	<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
名称	種別	<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
合計			D kWh
調達が必要な電力量(1-n)に 対する割合 ((1-n)/D)			%
定格出力に相当する量			kWh

- 備考
- 1 一括受電の契約内容等、要件を全て満たすことが分かる資料を添付すること。
 - 2 工事完了届提出までに変更又は都の指導により修正がある場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑦

12 特定建築物及びその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーの利用により賄うことを目指す措置

- (1) 再生エネルギーの100%化を実現する時期
 - 竣工当初から
 - 将来100%化目標 実施予定時期 ()
- (2) コミットの対象
 - 対象建築物の全体

(3) 公表の方法

- 第三者インシテイクへの加盟
- 自己宣言 (プレスリリース等による公表)

- (4) 自己宣言等、第三者インシテイク加盟以外の方法で積極的取組を行っている場合※ (具体的内容:)

- (5) 建物推計電気使用量 kWh

(6) 当該特定建築物で使用する再生エネルギー電力の詳細

・竣工当初

敷地内への設置	種別	方法	年間使用量 (推定)	定格出力に相当する量	再生エネルギー率
敷地内への設置			kWh	kWh	%
敷地以外への設置			kWh	kWh	%
再生エネルギー電力の調達			kWh	kWh	%
再生エネルギー証書の調達			kWh	kWh	%
合計			kWh	kWh	%

・竣工当初に再生エネルギー電力の100%化を達成していない場合は、次表も記入すること。

実施予定時期 ()

敷地内への設置	種別	方法	年間使用量 (推定)	定格出力に相当する量	再生エネルギー率
敷地内への設置			kWh	kWh	%
敷地以外への設置			kWh	kWh	%
再生エネルギー電力の調達			kWh	kWh	%
再生エネルギー証書の調達			kWh	kWh	%
合計			kWh	kWh	%

- 備考
- 1 コミット先及びコミットの対象範囲が確認できる資料を別途添付すること
 - 2 第三者インシテイク加盟以外の方法で積極的取組を行っている場合、取組の具体的内容が分かる資料を添付すること。
 - 3 工事完了届提出までに変更又は都の指導により修正がある場合は、修正し、再度提出すること。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都告示第七十八号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則
(平成十三年東京都規則第三十四号) 第九条の四第二項の
規定により知事が別に定める事項を次のように定める。

令和五年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第9条の4第2項の
規定により知事が別に定める事項

第1 目的

この告示は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。)第9条の4第2項の規定に基づき、電気自動車充電設備整備基準について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語

この告示で使用する用語は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)及び規則において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- 1 「駐車区画」とは、規則第9条の4第1項に規定する駐車施設の区画として自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車及び被けん引自動車を除く。)を1台駐車するために区画された空間とし、1区画の広さは、おおむね次のとおりとする。
奥行き 3.6メートル以上 7.7メートル未満
幅 員 2.0メートル以上 3.0メートル未満 (障害者用のためのものにあつては、3.5メートル以上)
- 2 「専用駐車区画」とは、専ら当該特定建築物の所有者又は占有者が使用するための駐車区画(当該特定建築物の所有者が特定の者に使用させるためのものを含む。)をいう。
- 3 「共用駐車区画」とは、専用駐車区画以外の駐車区画をいう。
- 4 「プラグ制御充電」とは、充電に使用する電気の容量をあらかじめ定め、当該容量を超えないよう自動的に抑制して充電する充電方法をいう。
- 5 「輪番充電」とは、充電設備において複数の電気自動車等への充電を順番に行うことで、充電に使用する電気の容量を抑制して充電する充電方法をいう。
- 6 「埋設配管等一式」とは、地中電線路の構築に必要な、埋設配管、暗きよ、ハンドホール(蓋を含む。)、電気自動車充電設備(以下「充電設備」という。)の設置のための基礎及びこれらの附属品をいう。

第3 駐車区画から除くもの

第2 1に規定する駐車施設の区画は、次に掲げる駐車区画を除くものとする。

- 1 充電設備の設置が技術上、安全上又は法令上の事由により困難であると認められる次に掲げる駐車区画(当分の間に限る。)
ア 機械式立体駐車施設の駐車区画
イ その他技術上、安全上又は法令上設置が困難なものとして知事が認める駐車区画
- 2 次に掲げる用途の駐車区画

ア 販売、展示、修理等のために自動車を保管するもの

イ 荷さばき等の駐車時間が短いもの

ウ その他ア又はイに類する用途

第4 整備対象とする充電設備

充電設備は、電気自動車等の走行用蓄電池を充電するための次の1から3までのいずれかに掲げる設備（関係法令に適合し、及び接続する電気自動車等の充電要件を満たすものに限る。）であつて、当該充電設備に付属する充電ケーブルを電気自動車等の充電口に接続し、又は電気自動車に付属する充電ケーブルを充電設備に接続するものをいう。

なお、急速充電設備を整備する場合には、当該急速充電設備の充電容量を6キロワットで除して得た値（当該数値に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を、電気自動車充電設備及び電気自動車充電設備のために使用する配管等の整備区画数とみなす。

1 普通充電設備等

ア 充電用コンセント（東京都建築物環境配慮指針（令和5年東京都告示第639号。以下「配慮指針」という。）別表第1に規定するものをいう。）

イ 普通充電設備（配慮指針別表第1に規定するものをいう。）

2 急速充電設備（配慮指針別表第1に規定するものをいう。）

3 充放電設備（電気自動車への充電及び電気自動車から建物への放電（電気供給）を行うための設備であつて、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。）

第5 充電設備の整備

規則第9条の4第1項各号の定めるところにより行う充電設備の整備は、次のとおり行うものとする。

1 整備区画の決定

次のアからウまでに掲げる駐車区画の区分に応じ、充電設備を整備する駐車区画（以下「整備区画」という。）を決定すること。この場合において、第7に規定する図面上の区画に番号を付し、整備区画の番号を明示するなどにより、いずれの整備区画であるかが第三者に分かるようにすること。

ア 専用駐車区画

特定建築物の駐車施設のうち、規則第9条の4第1項第1号に定めるところにより設置する充電設備を整備することとされる駐車区画の数の充電設備を設置する区画を決定すること。この場合において、1区画につき充電設備の接続口は、1箇所とすること。

イ 共用駐車区画

特定建築物の駐車施設のうち、規則第9条の4第1項第2号に定めるところによ

り充電設備を整備することとされる駐車区画の数の充電設備を設置する区画を決定すること。この場合において、1区画につき充電設備の接続口は、1箇所とするこ
と。

ウ 用途が未定の駐車区画

駐車区画の用途が未定の場合には、用途及び区画数を仮設定すること。

2 整備する充電設備の種類の決定

1で決定した整備区画ごとに第4 1から3までに規定する充電設備のいずれを整備するか決定すること。その際、当該充電設備の電気容量についても整備区画ごとに決定すること。

3 充電方式の決定

1で決定した整備区画ごとに、充電方式を次のいずれとするか決定すること。

ア デバイド制御充電

イ 輪番充電

ウ ア及びイの組合せ充電

エ アからウまでに該当しない充電として知事が認めるもの

4 第三者による充電設備の設置

充電サービス事業者など第三者が設置する充電設備であつて、次のア及びイに掲げる要件をいずれも満たすものは、特定建築主が当該特定建築物に設置したものとみなす。

ア 1に掲げる駐車区画の区分に応じ、規則第9条の4第1項各号に規定する値以上の区画に設置すること。

イ 当該特定建築主との間で、当該充電設備の設置及び充電サービスの提供について契約を締結し、又は締結予定であること。

5 電気供給元の決定

1で決定した整備区画及び2で決定した充電設備の種類について、3で決定した充電方式を踏まえ、必要となる電気容量の合計を決定し、電気の供給元を特定建築物の受電設備とするか、その他の受電設備とするかを決定すること。その際、2で決定した充電設備の電気容量の合計及び第6に規定する充電設備の使用のために使用する配管等の整備により将来充電設備を設置する場合の充電設備の電気容量の合計を考慮した合計容量とすること。ただし、充電方式によっては、当該必要となる電気の容量の合計が、必ずしも整備した充電設備の電気容量の合計容量に合致することを要しない。

6 課金方式の決定

1から5までににより決定した事項を踏まえ、充電設備利用者に対する課金の有無を決定すること。

7 充電設備の設置等

1 から 6 ま で に よ り 決 定 し た 事 項 を 踏 ま え、 原 則 と し て、 建 築 物 等 の 新 築 等 に 係 る 工 事 が 完 了 す る 日 ま で に 充 電 設 備 及 び そ の 他 充 電 に 必 要 な 附 属 設 備 等 一 式 を 設 置 す る こと。

また、 第 5 4 の 第 三 者 に よ る 充 電 設 備 の 設 置 と す る 場 合 な ど、 建 築 物 等 の 新 築 等 に 係 る 工 事 の 完 了 す る 日 よ り も 充 電 設 備 の 設 置 時 期 が 遅 く な る と き に は、 設 置 時 期 に つ い て 事 前 に 都 と 協 議 す る こと。

第 6 充 電 設 備 設 置 の た め に 使 用 す る 配 管 等 の 整 備

規 則 第 9 条 の 4 第 1 項 各 号 の 定 め る と こ ろ に よ り 行 う 充 電 設 備 の た め に 使 用 す る 配 管 等 の 整 備 (以 下 単 に 「 配 管 等 の 整 備 」 と い う 。) は、 将 来 の 充 電 設 備 の 追 加 設 置 に 備 え、 次 の と お り 行 う も の と す る。

1 整 備 区 画 の 決 定

次 の ア から ウ ま で に 掲 げ る 駐 車 区 画 の 区 分 に 応 じ、 配 管 等 の 整 備 を 行 う 区 画 を 決 定 す る こと。 こ の 場 合 に お い て、 1 区 画 に つ き 充 電 設 備 を 設 置 し た 場 合 の 接 続 口 は 1 箇 所 と し、 図 上 の 区 画 に 番 号 を 付 し、 整 備 予 定 の 区 画 の 番 号 を 明 示 す る な ど に よ り、 い ず れ の 区 画 が 配 管 等 の 整 備 を 行 う 区 画 で あ る か が 第 三 者 に 分 か る よ う に す る こと。

ア 専 用 駐 車 区 画

特 定 建 築 物 の 駐 車 施 設 の う ち、 規 則 第 9 条 の 4 第 1 項 第 1 号 に 定 め る と こ ろ に よ り 配 管 等 を 整 備 す る こと と さ れ る 駐 車 区 画 の 数 の 配 管 等 を 整 備 す る 区 画 を 決 定 す る こと。

イ 共 用 駐 車 区 画

特 定 建 築 物 の 駐 車 施 設 の う ち、 規 則 第 9 条 の 4 第 1 項 第 2 号 に 定 め る と こ ろ に よ り 配 管 等 を 整 備 す る こと と さ れ る 駐 車 区 画 の 数 の 配 管 等 を 整 備 す る 区 画 を 決 定 す る こと。

ウ 用 途 が 未 設 定 の 駐 車 区 画

駐 車 区 画 の 用 途 が 未 定 の 場 合 に は、 用 途 及 び 区 画 数 を 仮 設 定 す る こと。

2 整 備 す る 充 電 設 備 の 種 別 の 決 定

1 で 決 定 し た 整 備 区 画 に つ い て、 将 来 充 電 設 備 を 設 置 す る こと を 想 定 し、 第 4 1 1 号 から 3 号 ま で に 規 定 す る 充 電 設 備 の い ず れ を 整 備 す る か を 決 定 す る こと。 整 備 す る 充 電 設 備 を 決 定 す る 際 に は、 充 電 設 備 の 電 気 容 量 に つ い て も 整 備 区 画 ごと に 決 定 す る も の と す る。

3 充 電 方 式 の 決 定

2 で 決 定 し た 整 備 区 画 に つ い て、 充 電 方 式 を 次 の い ず れ と す る か 決 定 す る こと。

ア デ ザ ン ド 制 御 充 電

イ 輪 番 充 電

ウ ア 及 び イ の 組 合 せ 充 電

エ ア から ウ ま で に 該 当 し な い 充 電 と し て 知 事 が 認 め る も の

4 電 気 の 供 給 元 の 決 定

1 で 決 定 し た 整 備 区 画 に つ い て、 将 来 充 電 設 備 を 設 置 す る 場 合 に、 3 で 決 定 し た 充 電 方 式 を 踏 ま え、 必 要 と な る 電 気 容 量 の 合 計 を 決 定 し、 第 5 5 で 決 定 し た 電 気 の 供 給 元 と な る 受 電 設 備 に 新 た に 受 電 容 量 を 追 加 し、 又 は 新 た に 特 定 建 築 物 及 び そ の 敷 地 以 外 から 電 気 を 供 給 す る か を 決 定 す る こと。 そ の 際、 第 5 で 決 定 し た 充 電 設 備 の 電 気 容 量 の 合 計 及 び 2 で 決 定 し た 充 電 設 備 の 種 別 の 電 気 容 量 の 合 計 を 考 慮 し た 合 計 容 量 と す る こと。 た だ し、 充 電 方 式 に よ っ て は、 当 該 必 要 と な る 電 気 容 量 の 合 計 が 必 ず し も 当 該 合 計 容 量 に 合 致 す る こと を 要 し な い。

5 配 管 等 の 整 備 等

1 から 4 ま で に よ り 決 定 し た 事 項 を 踏 ま え、 特 定 建 築 物 の 受 電 設 備 から 電 気 を 供 給 す る 場 合 に あ っ て は 当 該 特 定 建 築 物 から 2 で 決 定 し た 整 備 区 画 ま で、 そ の 他 の 受 電 設 備 から 電 気 を 供 給 す る 場 合 に あ っ て は 当 該 受 電 設 備 の 設 置 場 所 から 2 で 決 定 し た 整 備 区 画 ま で、 当 該 特 定 建 築 物 の 敷 地 内 に 地 中 電 線 路 の 構 築 を 予 定 す る 場 合 に あ っ て は 当 該 電 線 路 の ル ー ト に 必 要 な 埋 設 配 管 等 一 式 (充 電 用 の 電 線 等 は 除 く 。) を、 当 該 特 定 建 築 物 の 敷 地 内 に 架 空 電 線 路 の 構 築 を 予 定 す る 場 合 に あ っ て は 当 該 電 線 路 の ル ー ト に 必 要 な 支 持 物 (ケ ー ブ ル、 メ ッ セ ン ジ ャ ー ワ イ ヤ ー 等 は 除 く 。) を、 原 則 と し て、 建 築 物 等 の 新 築 等 に 係 る 工 事 が 完 了 す る 日 ま で に 整 備 す る こと。

また、 第 5 4 の 第 三 者 に よ る 充 電 設 備 の 設 置 と す る 場 合 な ど、 建 築 物 等 の 新 築 等 に 係 る 工 事 の 完 了 す る 日 よ り も 配 管 等 の 整 備 等 の 時 期 が 遅 く な る 場 合 に は、 整 備 時 期 に つ い て 事 前 に 都 と 協 議 す る こと。

第 7 提 出 書 類

規 則 第 10 条 第 3 項 第 3 号 に 規 定 す る 書 類 の う ち、 条 例 第 20 条 第 8 号 の 定 め る と こ ろ に よ り 電 気 自 動 車 充 電 設 備 設 置 基 準 へ の 適 合 の た め の 内 容 を 示 す も の は、 電 気 自 動 車 充 電 設 備 整 備 計 画 書 (別 記 様 式) 及 び そ の 状 況 を 示 す 図 面 と す る。

別記様式

電気自動車充電設備整備計画書①

建築主の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

建築物の名称

建築物の用途 非住宅 住宅

1 特定建築物に整備する駐車場

(1) 整備対象区画数

駐車区画 a	区画
駐車区画から除くもの	告示第 3 1 区画
	告示第 3 2 区画

2 整備する区画の詳細

(1) 用途別区画数

駐車区画	a	区画
専用駐車区画		区画
共用駐車区画		区画

(2) 整備基準及び整備予定の区画数

整備基準	上限値	上限値適用後の整備基準	整備予定区画数	基準の適合
専用駐車区画	10 区画	区画	b	区画
共用駐車区画	区画	区画	c	区画

イ 配管等整備

整備基準	上限値	上限値適用後の整備基準	整備予定区画数	基準の適合
専用駐車区画	25 区画	区画	d	区画
共用駐車区画	10 区画	区画	e	区画

基準の適合 (総合判定)

備考

- 計画時に用途が確定していない場合には、用途及び区画数を仮設定し、算出すること。この場合において、完了時に変更がある場合には、変更を反映し、理由とともに提出すること。
- 整備する区画及び区画番号が分かる資料(平面図、配線図等)を添付すること。
- 工事了るまでに充電設備が設置できない場合については、都とあらかじめ協議すること。

電気自動車充電設備整備計画書②

3 充電設備の整備 (専用駐車区画)

(1) 整備予定区画数

整備予定区画数	充電設備整備基準	上限値	上限値適用後の整備基準	整備予定区画数	基準の適合
専用駐車区画	区画	10 区画	区画	b	区画

(2) 整備する充電設備の詳細

ア 単相100V

出力	区画数	総出力	設置者
充電用コンセント設備	区画	kW	
普通充電設備	区画	kW	
充放電設備	区画	kW	
急速充電設備	区画	kW	
普通充電設備換算	区画	区画	
小計	区画	f kW	

イ 単相200V

出力	区画数	総出力	設置者
充電用コンセント設備	区画	kW	
普通充電設備	区画	kW	
充放電設備	区画	kW	
急速充電設備	区画	kW	
普通充電設備換算	区画	区画	
小計	区画	g kW	

ウ 三相6,600V (高圧)

出力	区画数	総出力
急速充電設備	区画	区画 h kW
普通充電設備換算	区画	区画

アからウまでの出力の合計A (f+g+h)

A kW

備考

- 第三者設置の場合には設置者名を記入し、契約又は契約予定であることが分かる資料を添付すること。
- 各区画へ整備する設備や設備の詳細が分かる資料(設計図等)を添付すること。